

島根海区漁場計画

1 海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項

① 定置漁業

◎公示番号 定第1号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町美保関早見ヶ鼻地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第101号 松江市美保関町美保関早見ヶ鼻北端

ア 基点第101号から315度70メートルの点

イ アの点から110度400メートルの点

ウ 基点第101号から45度970メートルの点

エ 基点第101号から354度750メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯35度34分35.8秒 東経133度18分25.2秒

イ 北緯35度34分31.3秒 東経133度18分40.2秒

ウ 北緯35度34分56.5秒 東経133度18分54.5秒

エ 北緯35度34分58.5秒 東経133度18分24.1秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり、雑魚定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第2号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町七類九島高西ノ浜地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第102号 松江市美保関町七類九島高西の鼻に設置した標柱

ア 基点第102号から13度30メートルの点

イ 基点第102号から20度950メートルの点

ウ 基点第102号から322度910メートルの点

エ 基点第102号から260度170メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯35度34分57.9秒 東経133度14分26.5秒

イ 北緯35度35分25.9秒 東経133度14分39.0秒

ウ 北緯 35 度 35 分 20.2 秒 東経 133 度 14 分 3.8 秒

エ 北緯 35 度 34 分 55.9 秒 東経 133 度 14 分 19.5 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（雑魚定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第3号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町片江大崎鼻地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第103号 松江市美保関町片江宮磯の鼻に設置した標柱

ア 基点第103号から0度50メートルの点

イ 基点第103号から23度770メートルの点

ウ 基点第103号から327度835メートルの点

エ 基点第103号から288度160メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯 35 度 34 分 46.0 秒 東経 133 度 11 分 22.5 秒

イ 北緯 35 度 35 分 7.5 秒 東経 133 度 11 分 34.5 秒

ウ 北緯 35 度 35 分 7.2 秒 東経 133 度 11 分 4.4 秒

エ 北緯 35 度 34 分 46.0 秒 東経 133 度 11 分 16.4 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（雑魚定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第4号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町笠浦津ノ和鼻地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第104号、ア、イ、ウ及び基点第104号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第104号 松江市美保関町笠浦津ノ和鼻東端に設置した標柱

ア 基点第104号から150度30分230メートルの点

イ 基点第104号から75度1,300メートルの点

ウ 基点第 104 号から 50 度 1,250 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 104 号 北緯 35 度 34 分 45.1 秒 東経 133 度 8 分 27.6 秒

ア 北緯 35 度 34 分 38.6 秒 東経 133 度 8 分 32.1 秒

イ 北緯 35 度 34 分 56.0 秒 東経 133 度 9 分 17.5 秒

ウ 北緯 35 度 35 分 11.2 秒 東経 133 度 9 分 5.6 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり定置漁業）

漁業時期：1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第 5 号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町野井築島地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 105 号、ア、イ及び基点第 105 号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 105 号 松江市島根町野井築島地先梶島洞窟南口西側に設置した標柱

ア 基点第 105 号から 150 度 405 メートルの点

イ 基点第 105 号から 97 度 30 分 405 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 105 号 北緯 35 度 35 分 42.0 秒 東経 133 度 7 分 40.4 秒

ア 北緯 35 度 35 分 30.7 秒 東経 133 度 7 分 48.4 秒

イ 北緯 35 度 35 分 40.3 秒 東経 133 度 7 分 56.3 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり定置漁業）

漁業時期：1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第 6 号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町野井築島地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 105 号 松江市島根町野井築島地先梶島洞窟南口西側に設置した標柱

- ア 基点第 105 号から 150 度 405 メートルの点
- イ 基点第 105 号から 130 度 20 分 510 メートルの点
- ウ 基点第 105 号から 85 度 780 メートルの点
- エ 基点第 105 号から 52 度 30 分 500 メートルの点
- オ 基点第 105 号から 57 度 350 メートルの点
- カ 基点第 105 号から 97 度 30 分 405 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

- ア 北緯 35 度 35 分 30.7 秒 東経 133 度 7 分 48.4 秒
- イ 北緯 35 度 35 分 31.3 秒 東経 133 度 7 分 55.9 秒
- ウ 北緯 35 度 35 分 44.3 秒 東経 133 度 8 分 11.2 秒
- エ 北緯 35 度 35 分 51.2 秒 東経 133 度 7 分 56.1 秒
- オ 北緯 35 度 35 分 48.2 秒 東経 133 度 7 分 52.0 秒
- カ 北緯 35 度 35 分 40.3 秒 東経 133 度 7 分 56.3 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第7号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町多古、多古鼻地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 106 号 松江市島根町多古ミョウタン鼻に設置した標柱

- ア 基点第 106 号から 257 度 30 分 70 メートルの点
- イ 基点第 106 号から 268 度 900 メートルの点
- ウ 基点第 106 号から 234 度 900 メートルの点
- エ 基点第 106 号から 234 度 70 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

- ア 北緯 35 度 35 分 54.1 秒 東経 133 度 5 分 6.8 秒
- イ 北緯 35 度 35 分 53.6 秒 東経 133 度 4 分 33.7 秒
- ウ 北緯 35 度 35 分 37.4 秒 東経 133 度 4 分 40.5 秒
- エ 北緯 35 度 35 分 53.2 秒 東経 133 度 5 分 7.2 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第8号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町加賀馬島地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第107号、ア、イ、ウ及び基点第107号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第107号 松江市島根町加賀馬島西ノ鼻に設置した標柱

ア 基点第107号から335度750メートルの点

イ 基点第107号から280度750メートルの点

ウ 基点第107号から210度100メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第107号 北緯35度34分14.7秒 東経133度2分36.6秒

ア 北緯35度34分36.7秒 東経133度2分24.0秒

イ 北緯35度34分18.9秒 東経133度2分7.2秒

ウ 北緯35度34分11.8秒 東経133度2分34.6秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（雑魚定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第9号

(ア) 漁場の位置 松江市鹿島町御津地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第108号、ア、イ、ウ及び基点第108号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第108号 松江市鹿島町御津幕島に設置した標柱

ア 基点第108号から326度1,100メートルの点

イ 基点第108号から293度1,240メートルの点

ウ 基点第108号から222度400メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第108号 北緯35度33分10.3秒 東経133度1分34.9秒

ア 北緯35度33分39.9秒 東経133度1分10.4秒

イ 北緯35度33分26.0秒 東経133度0分49.5秒

ウ 北緯 35 度 33 分 0.6 秒 東経 133 度 1 分 24.2 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第10号

(ア) 漁場の位置 松江市鹿島町手結ネタキ鼻地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第109号、ア、イ、ウ、エ及び基点第109号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第109号 松江市鹿島町手結ネタキ鼻北端に設置した標柱

ア 基点第109号から70度350メートルの点

イ 基点第109号から19度850メートルの点

ウ 基点第109号から330度650メートルの点

エ 基点第109号から260度140メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第109号 北緯35度32分40.5秒 東経132度58分16.8秒

ア 北緯35度32分44.4秒 東経132度58分29.9秒

イ 北緯35度33分6.7秒 東経132度58分27.8秒

ウ 北緯35度32分58.9秒 東経132度58分3.8秒

エ 北緯35度32分39.7秒 東経132度58分11.3秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第11号

(ア) 漁場の位置 出雲市美保町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第110号、ア、イ及び基点第110号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第110号 出雲市美保町天狗島に設置した標柱

ア 基点第110号から351度1,000メートルの点

イ 基点第 110 号から 325 度 1,100 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 110 号 北緯 35 度 29 分 3.2 秒 東経 132 度 47 分 48.9 秒

ア 北緯 35 度 29 分 35.3 秒 東経 132 度 47 分 42.7 秒

イ 北緯 35 度 29 分 32.5 秒 東経 132 度 47 分 23.9 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（雑魚定置漁業）

漁業時期：1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第 12 号

(ア) 漁場の位置 出雲市塩津町地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 111 号 出雲市塩津町、船守神社裏通称青石に設置した標柱

ア 基点第 111 号から 280 度 395 メートルの点

イ 基点第 111 号から 354 度 30 分 1,115 メートルの点

ウ 基点第 111 号から 319 度 40 分 1,210 メートルの点

エ 基点第 111 号から 264 度 663 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯 35 度 28 分 51.9 秒 東経 132 度 46 分 14.3 秒

イ 北緯 35 度 29 分 25.8 秒 東経 132 度 46 分 25.5 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 19.7 秒 東経 132 度 45 分 58.6 秒

エ 北緯 35 度 28 分 47.4 秒 東経 132 度 46 分 3.5 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（雑魚定置漁業）

漁業時期：1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第 13 号

(ア) 漁場の位置 出雲市十六島町水尻地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 112 号、ア、イ、ウ、エ及び基点第 112 号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 112 号 出雲市十六島町水尻地先サカヤ島に設置した標柱

ア 基点第 112 号から 279 度 450 メートルの点

イ 基点第 112 号から 269 度 600 メートルの点

ウ 基点第 112 号から 210 度 600 メートルの点

エ 基点第 112 号から 160 度 200 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 112 号 北緯 35 度 28 分 3.0 秒 東経 132 度 43 分 51.0 秒

ア 北緯 35 度 28 分 6.0 秒 東経 132 度 43 分 34.0 秒

イ 北緯 35 度 28 分 3.0 秒 東経 132 度 43 分 25.0 秒

ウ 北緯 35 度 27 分 46.0 秒 東経 132 度 43 分 38.0 秒

エ 北緯 35 度 27 分 58.0 秒 東経 132 度 43 分 55.0 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり定置漁業）

漁業時期：1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるように必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第 14 号

(ア) 漁場の位置 出雲市大社町杵築西湊原地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 113 号 出雲市大社町杵築北、大社漁港沖防波堤突端

ア 基点第 113 号から 196 度 2,463 メートルの点

イ 基点第 113 号から 209 度 2,544 メートルの点

ウ 基点第 113 号から 222 度 2,818 メートルの点

エ 基点第 113 号から 219 度 3,075 メートルの点

オ 基点第 113 号から 208 度 2,818 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯 35 度 22 分 47.7 秒 東経 132 度 39 分 18.9 秒

イ 北緯 35 度 22 分 52.4 秒 東経 132 度 38 分 56.7 秒

ウ 北緯 35 度 22 分 56.6 秒 東経 132 度 38 分 31.0 秒

エ 北緯 35 度 22 分 46.9 秒 東経 132 度 38 分 29.0 秒

オ 北緯 35 度 22 分 43.7 秒 東経 132 度 38 分 53.3 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（雑魚定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第15号

(ア) 漁場の位置 出雲市多伎町小田小田西地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第114号 出雲市多伎町小田小田西、小田漁港西防波堤の港内灯

ア 基点第114号から4度3,080メートルの点

イ 基点第114号から352度4,425メートルの点

ウ 基点第114号から341度3,760メートルの点

エ 基点第114号から354度2,610メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯35度18分23.7秒 東経132度36分15.6秒

イ 北緯35度19分6.2秒 東経132度35分42.7秒

ウ 北緯35度18分39.4秒 東経132度35分18.6秒

エ 北緯35度18分8.2秒 東経132度35分56.3秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（雑魚定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第31号

(ア) 漁場の位置 大田市温泉津町湯里地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第131号 大田市温泉津町湯里大津ヶ崎北端に設置した標柱

ア 基点第131号から320度30メートルの点

イ 基点第131号から320度1,000メートルの点

ウ 基点第131号から293度30分1,000メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯35度7分20秒 東経132度21分52.0秒

イ 北緯35度7分43秒 東経132度21分27.5秒

ウ 北緯35度7分31秒 東経132度21分16.5秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり、雑魚定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第32号

(ア) 漁場の位置 江津市嘉久志町地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第132号 江津市嘉久志町新川河口左岸護岸東端に設置した標柱

ア 基点第132号から308度300メートルの点

イ アから337度1,750メートルの点

ウ アから300度1,750メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯35度0分35.7秒 東経132度12分6.1秒

イ 北緯35度1分30.1秒 東経132度11分45.4秒

ウ 北緯35度1分1.5秒 東経132度11分8.7秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり、雑魚定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第33号

(ア) 漁場の位置 浜田市外ノ浦町地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第133号 浜田市外ノ浦町大桂島西側に設置した標柱

ア 基点第133号から190度120メートルの点

イ 基点第133号から293度30分845メートルの点

ウ 基点第133号から344度900メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯34度55分5.9秒 東経132度4分21.6秒

イ 北緯34度55分20.6秒 東経132度3分51.9秒

ウ 北緯34度55分37.7秒 東経132度4分12.7秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり、雑魚定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 定第34号

(ア) 漁場の位置 益田市高津町地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第134号 益田市高津町、春日神社鳥居中央

ア 基点第134号から8度30分1,150メートルの点

イ 基点第134号から22度3,000メートルの点

ウ 基点第134号から1度2,570メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯34度41分40.8秒 東経131度47分11.5秒

イ 北緯34度42分39.6秒 東経131度47分52.9秒

ウ 北緯34度42分32.0秒 東経131度47分6.0秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：定置漁業（ぶり、雑魚定置漁業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

② 区画漁業

◎公示番号 区第1号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町七類地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第301号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第301号 松江市美保関町諸喰釣鉾山北端に設置した標柱

基点第302号 松江市美保関町諸喰青木島禿ラガ前南端

基点第303号 松江市美保関町七類、七類港沖防波堤南端

ア 基点第301号から0度の方向とイと基点第302号を結んだ線との交点

イ 基点第303号から350度150メートルの点

ウ 基点第303号から170度の方向と対岸との交点

(参考値) 緯度・経度

基点第 301 号 北緯 35 度 34 分 32.2 秒 東経 133 度 15 分 1.4 秒

ア 北緯 35 度 34 分 44.2 秒 東経 133 度 15 分 1.5 秒

イ 北緯 35 度 34 分 31.7 秒 東経 133 度 14 分 8.2 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 23.2 秒 東経 133 度 14 分 9.0 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市美保関町七類

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 2 号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町七類地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 304 号と基点第 305 号を結んだ線及び基点第 306 号と基点第

307 号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 304 号 松江市美保関町七類九島伝馬前に設置した標柱

基点第 305 号 松江市美保関町七類角田松南端に設置した標柱

基点第 306 号 松江市美保関町七類九島南西端に設置した標柱

基点第 307 号 松江市美保関町七類尾戸東端に設置した標柱

(参考値) 緯度・経度

基点第 304 号 北緯 35 度 34 分 44.1 秒 東経 133 度 14 分 27.3 秒

基点第 305 号 北緯 35 度 34 分 40.5 秒 東経 133 度 14 分 2.6 秒

基点第 306 号 北緯 35 度 34 分 45.0 秒 東経 133 度 14 分 7.0 秒

基点第 307 号 北緯 35 度 34 分 44.6 秒 東経 133 度 14 分 6.0 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市美保関町七類

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第3号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町七類地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第308号、基点第309号、基点第310号、ア及び基点第311号を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第308号 松江市美保関町七類若松ビシャ島に設置した標柱

基点第309号 松江市美保関町七類大黒島西端に設置した標柱

基点第310号 松江市美保関町七類小黒島北端に設置した標柱

基点第311号 松江市美保関町七類、片江界に設置した標柱

基点第312号 松江市美保関町片江殿浦に設置した標柱

ア 基点第310号と基点第312号を結ぶ線と基点第311号から347度の方向との交点

(参考値) 緯度・経度

基点第308号 北緯35度34分50.4秒 東経133度12分57.6秒

基点第309号 北緯35度34分58.8秒 東経133度12分57.6秒

基点第310号 北緯35度34分45.8秒 東経133度12分40.4秒

基点第311号 北緯35度34分3.0秒 東経133度12分35.6秒

ア 北緯35度34分31.7秒 東経133度12分27.4秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市美保関町七類

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第4号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町片江地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第311号、ア、基点第313号及び基点第314号の各点を順次に結んだ線、基点第315号及び基点第316号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第311号 松江市美保関町七類、片江界に設置した標柱

基点第313号 松江市美保関町片江シャクリ島に設置した標柱

基点第314号 松江市美保関町片江中島東端に設置した標柱

基点第315号 松江市美保関町片江中島南端に設置した標柱

基点第316号 松江市美保関町片江大崎通称赤島南端に設置した標柱

基点第317号 松江市美保関町片江大崎東端に設置した標柱

ア 基点第 311 号から 347 度の方向と基点第 313 号及び基点第 317 号を見通した線との交点
(参考値) 緯度・経度

基点第 311 号 北緯 35 度 34 分 3.0 秒 東経 133 度 12 分 35.6 秒

基点第 313 号 北緯 35 度 34 分 34.3 秒 東経 133 度 12 分 8.3 秒

基点第 314 号 北緯 35 度 34 分 24.7 秒 東経 133 度 11 分 52.3 秒

基点第 315 号 北緯 35 度 34 分 18.2 秒 東経 133 度 11 分 51.1 秒

基点第 316 号 北緯 35 度 34 分 16.3 秒 東経 133 度 11 分 42.4 秒

ア 北緯 35 度 34 分 31.7 秒 東経 133 度 12 分 27.4 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市美保関町片江

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 5 号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町片江地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 319 号、ア、イ及び基点第 321 号の各点を順次に結んだ線、並びに基点第 322 号と基点第 323 号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 318 号 松江市美保関町片江カブト鼻東端に設置した標柱

基点第 319 号 松江市美保関町片江長崎鼻北東端

基点第 320 号 松江市美保関町片江小黑島南西端に設置した標柱

基点第 321 号 松江市美保関町片江蜂巢島西端に設置した標柱

基点第 322 号 松江市美保関町片江蜂巢島南端に設置した標柱

基点第 323 号 松江市美保関町片江、菅浦界に設置した標柱

ア 松江市美保関町片江鬼島北端と松江市美保関町片江ボラン島北端を結んだ線と基点第 318 号から 340 度の方向との交点

イ 松江市美保関町片江鬼島北端と松江市美保関町片江ボラン島北端を結んだ線と基点第 320 号と基点第 321 号を結んだ線との交点

(参考値) 緯度・経度

基点第 319 号 北緯 35 度 33 分 51.4 秒 東経 133 度 11 分 15.7 秒

基点第 321 号 北緯 35 度 34 分 13.3 秒 東経 133 度 10 分 40.7 秒

基点第 322 号 北緯 35 度 34 分 11.4 秒 東経 133 度 10 分 43.0 秒

基点第 323 号 北緯 35 度 34 分 6.6 秒 東経 133 度 10 分 45.4 秒

ア 北緯 35 度 34 分 23.7 秒 東経 133 度 10 分 53.7 秒

イ 北緯 35 度 34 分 21.2 秒 東経 133 度 10 分 33.2 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市美保関町片江

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 6 号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町菅浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 324 号、基点第 325 号、基点第 326 号、ア、イ及び基点第 324 号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

基点第 6 号 松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱

基点第 324 号 松江市美保関町菅浦鳴谷鼻に設置した標柱

基点第 325 号 松江市美保関町菅浦木島北端に設置した標柱

基点第 326 号 松江市美保関町菅浦鞍島北端に設置した標柱

基点第 327 号 松江市美保関町北浦卷ヶ鼻東端に設置した標柱

ア 基点第 6 号から 7 度 350 メートルの点

イ 基点第 324 号と基点第 327 号を結んだ線と基点第 6 号から 7 度の方向との交点

(参考値) 緯度・経度

基点第 324 号 北緯 35 度 34 分 7.2 秒 東経 133 度 10 分 29.4 秒

基点第 325 号 北緯 35 度 34 分 4.1 秒 東経 133 度 10 分 18.8 秒

基点第 326 号 北緯 35 度 33 分 58.6 秒 東経 133 度 10 分 13.3 秒

ア 北緯 35 度 33 分 58.8 秒 東経 133 度 10 分 2.1 秒

イ 北緯 35 度 34 分 13.7 秒 東経 133 度 10 分 4.4 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市美保関町菅浦

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第7号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町北浦地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

基点第327号 松江市美保関町北浦巻ヶ鼻東端に設置した標柱

ア 基点第327号から80度180メートルの点

イ アから240度200メートルの点

ウ イから149度305メートルの点

エ アから168度320メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯35度34分17.8秒 東経133度9分59.7秒

イ 北緯35度34分14.6秒 東経133度9分52.8秒

ウ 北緯35度34分6.1秒 東経133度9分59.1秒

エ 北緯35度34分7.7秒 東経133度10分2.4秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市美保関町北浦

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第8号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町北浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第328号、ア、イ、ウ及び基点第328号の各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

基点第328号 松江市美保関町北浦奈倉鼻に設置した標柱

ア 基点第328号から0度600メートルの点

イ アから265度600メートルの点

ウ 基点第328号から265度600メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第328号 北緯35度33分48.5秒 東経133度9分16.8秒

ア 北緯35度34分8.0秒 東経133度9分16.8秒

イ 北緯35度34分6.2秒 東経133度8分53.0秒

ウ 北緯35度33分46.8秒 東経133度8分53.1秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市美保関町北浦

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第9号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町千酌地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域

基点第329号 松江市美保関町千酌、千酌港沖防波堤先端に設置した標柱

ア 基点第329号から53度500メートルの点

イ アから53度250メートルの点

ウ イから312度850メートルの点

エ アから312度850メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯35度34分2.9秒 東経133度8分43.8秒

イ 北緯35度34分7.9秒 東経133度8分51.7秒

ウ 北緯35度34分26.3秒 東経133度8分26.6秒

エ 北緯35度34分21.4秒 東経133度8分18.7秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市美保関町千酌

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第10号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町笠浦地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第330号 松江市美保関町笠浦、笠浦沖防波堤に設置した標柱

ア 基点第330号から94度50メートルの点

イ 基点第 330 号から 144 度 230 メートルの点

ウ イから 90 度 300 メートルの点

エ アから 94 度 350 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯 35 度 34 分 37.4 秒 東経 133 度 7 分 59.9 秒

イ 北緯 35 度 34 分 32.6 秒 東経 133 度 8 分 2.7 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 32.8 秒 東経 133 度 8 分 12.2 秒

エ 北緯 35 度 34 分 37.0 秒 東経 133 度 8 分 10.9 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市美保関町笠浦

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 11 号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町笠浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 331 号、ア、イ、基点第 332 号及び基点第 333 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 331 号 松江市美保関町笠浦カモガワキに設置した標柱

基点第 332 号 松江市美保関町笠浦サザエ島西端に設置した標柱

基点第 333 号 松江市美保関町笠浦池尻に設置した標柱

ア 基点第 331 号から 0 度 450 メートルの点

イ 基点第 332 号から 0 度 300 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 331 号 北緯 35 度 34 分 53.5 秒 東経 133 度 8 分 23.2 秒

基点第 332 号 北緯 35 度 34 分 50.9 秒 東経 133 度 7 分 39.9 秒

基点第 333 号 北緯 35 度 34 分 48.1 秒 東経 133 度 7 分 42.5 秒

ア 北緯 35 度 35 分 8.1 秒 東経 133 度 8 分 23.1 秒

イ 北緯 35 度 35 分 0.6 秒 東経 133 度 7 分 39.9 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市美保関町笠浦

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第12号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町野井地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 35 分 0.0 秒 東経 133 度 7 分 11.6 秒

イ 北緯 35 度 34 分 50.7 秒 東経 133 度 7 分 12.6 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 51.3 秒 東経 133 度 7 分 18.9 秒

エ 北緯 35 度 35 分 0.3 秒 東経 133 度 7 分 17.9 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年6月30日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市島根町野井

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第13号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町野波築島地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第334号、ア、イ、ウ及び基点第334号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第334号 松江市島根町野波築島馬倉に設置した標柱

ア 基点第334号から357度300メートルの点

イ アから267度250メートルの点

ウ 基点第334号から267度250メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第334号 北緯 35 度 35 分 26.7 秒 東経 133 度 7 分 9.7 秒

ア 北緯 35 度 35 分 36.5 秒 東経 133 度 7 分 9.1 秒

イ 北緯 35 度 35 分 36.0 秒 東経 133 度 6 分 59.2 秒

ウ 北緯 35 度 35 分 26.3 秒 東経 133 度 6 分 59.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市島根町野波字瀬崎

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第14号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町多古鼻地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第335号 松江市島根町多古ミョウタン鼻に設置した標柱

ア 基点第335号から223度140メートルの点

イ アから177度200メートルの点

ウ イから88度310メートルの点

エ アから88度310メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯35度35分51.1秒 東経133度5分6.0秒

イ 北緯35度35分44.6秒 東経133度5分6.4秒

ウ 北緯35度35分45.0秒 東経133度5分18.8秒

エ 北緯35度35分51.5秒 東経133度5分18.4秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市島根町多古字多古

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第15号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町加賀向山地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第336号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第336号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第336号 松江市島根町加賀滝が下に設置した標柱

基点第337号 松江市島根町加賀ハナグリに設置した標柱

基点第338号 松江市島根町加賀水谷に設置した標柱

基点第 339 号 松江市島根町加賀見島に設置した標柱

ア 基点第 337 号から 207 度 70 メートルの点

イ 基点第 338 号から 305 度 120 メートルの点

ウ 基点第 339 号から 305 度 100 メートルの点

エ 基点第 337 号から 207 度 220 メートルの点

オ 基点第 336 号から 201 度 150 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 336 号 北緯 35 度 34 分 28.0 秒 東経 133 度 3 分 2.6 秒

ア 北緯 35 度 34 分 19.6 秒 東経 133 度 3 分 22.8 秒

イ 北緯 35 度 34 分 13.4 秒 東経 133 度 3 分 35.3 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 8.8 秒 東経 133 度 3 分 32.8 秒

エ 北緯 35 度 34 分 15.1 秒 東経 133 度 3 分 20.2 秒

オ 北緯 35 度 34 分 23.4 秒 東経 133 度 3 分 0.5 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市島根町加賀

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 16 号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町大芦地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 340 号 松江市島根町大芦松ヶ鼻西側突端に設置した標柱

ア 基点第 340 号から 254 度 60 メートルの点

イ アから 254 度 100 メートルの点

ウ イから 159 度 200 メートルの点

エ アから 159 度 200 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯 35 度 33 分 34.1 秒 東経 133 度 2 分 45.1 秒

イ 北緯 35 度 33 分 33.2 秒 東経 133 度 2 分 41.2 秒

ウ 北緯 35 度 33 分 27.1 秒 東経 133 度 2 分 44.1 秒

エ 北緯 35 度 33 分 28.1 秒 東経 133 度 2 分 47.9 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市島根町大芦

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第17号

(ア) 漁場の位置 松江市鹿島町片匂宮崎鼻地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第341号 松江市鹿島町片匂宮崎鼻北端に設置した標柱

ア 基点第341号から4度300メートルの点

イ アから2度300メートルの点

ウ イから273度600メートルの点

エ アから273度600メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯35度32分59.9秒 東経132度59分23.9秒

イ 北緯35度33分9.7秒 東経132度59分24.4秒

ウ 北緯35度33分10.7秒 東経132度59分0.5秒

エ 北緯35度33分1.0秒 東経132度59分0.1秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市鹿島町片匂

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第18号

(ア) 漁場の位置 松江市鹿島町片匂黒崎湾地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第341号 松江市鹿島町片匂宮崎鼻北端に設置した標柱

ア 基点第341号から246度150メートルの点

イ 基点第341号から246度280メートルの点

ウ イから 156 度 285 メートルの点

エ アから 156 度 285 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯 35 度 32 分 48.2 秒 東経 132 度 59 分 17.6 秒

イ 北緯 35 度 32 分 46.5 秒 東経 132 度 59 分 12.9 秒

ウ 北緯 35 度 32 分 38.1 秒 東経 132 度 59 分 17.5 秒

エ 北緯 35 度 32 分 39.8 秒 東経 132 度 59 分 22.3 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市鹿島町片匂

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 19 号

(ア) 漁場の位置 松江市鹿島町片匂、手結界地先倉内湾

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 342 号 松江市鹿島町片匂ナズナ鼻西端に設置した標柱

基点第 343 号 松江市鹿島町片匂、手結界に設置した標柱

ア 基点第 342 号から 152 度 160 メートルの点

イ 基点第 342 号から 191 度 200 メートルの点

ウ 基点第 343 号から 62 度 30 分 135 メートルの点

エ 基点第 343 号から 62 度 30 分 265 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯 35 度 32 分 39.9 秒 東経 132 度 58 分 43.1 秒

イ 北緯 35 度 32 分 38.1 秒 東経 132 度 58 分 38.6 秒

ウ 北緯 35 度 32 分 29.1 秒 東経 132 度 58 分 43.0 秒

エ 北緯 35 度 32 分 31.1 秒 東経 132 度 58 分 47.5 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市鹿島町片匂

(キ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 20 号

(ア) 漁場の位置 松江市鹿島町古浦男島地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 31 分 11.1 秒 東経 132 度 57 分 16.9 秒

イ 北緯 35 度 31 分 6.9 秒 東経 132 度 56 分 53.9 秒

ウ 北緯 35 度 31 分 16.7 秒 東経 132 度 56 分 53.3 秒

エ 北緯 35 度 31 分 20.9 秒 東経 132 度 57 分 16.3 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市鹿島町古浦

(キ) 条件

- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 21 号

(ア) 漁場の位置 出雲市十六島町地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 344 号 出雲市十六島町崎山地先小島東端に設置した標柱

基点第 345 号 出雲市十六島町西島西端に設置した標柱

ア 基点第 344 号から 204 度 50 メートルの点

イ 基点第 344 号から 204 度 150 メートルの点

ウ 基点第 345 号から 204 度 150 メートルの点

エ 基点第 345 号から 204 度 50 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯 35 度 27 分 59.1 秒 東経 132 度 43 分 56.3 秒

イ 北緯 35 度 27 分 56.8 秒 東経 132 度 43 分 54.7 秒

ウ 北緯 35 度 27 分 44.1 秒 東経 132 度 44 分 29.9 秒

エ 北緯 35 度 27 分 46.6 秒 東経 132 度 44 分 31.1 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 出雲市十六島町

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第22号

(ア) 漁場の位置 出雲市河下町地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第346号 出雲市河下町灘平494番地1に設置した標柱

基点第347号 出雲市猪目町平島西端に設置した標柱

ア 基点第346号から0度200メートルの点

イ 基点第346号から0度700メートルの点

ウ 基点第347号から0度650メートルの点

エ 基点第347号から0度150メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯35度26分55.3秒 東経132度44分30.0秒

イ 北緯35度27分11.6秒 東経132度44分30.0秒

ウ 北緯35度27分8.6秒 東経132度43分8.4秒

エ 北緯35度26分52.3秒 東経132度43分8.4秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10月1日から翌年5月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 出雲市小津町及び河下町

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第23号

(ア) 漁場の位置 出雲市大社町鷺浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第348号と基点第349号を結んだ線及び基点第350号、基点第351号及び基点第352号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第348号 出雲市大社町鷺浦亦島西端に設置した標柱

基点第349号 出雲市大社町鷺浦長島東端に設置した標柱

基点第 350 号 出雲市大社町鷺浦長島西端

基点第 351 号 出雲市大社町鷺浦柏島の小島南端に設置した標柱

基点第 352 号 出雲市大社町鷺浦日和山鼻西端に設置した標柱

(参考値) 緯度・経度

基点第 348 号 北緯 35 度 26 分 47.2 秒 東経 132 度 41 分 7.1 秒

基点第 349 号 北緯 35 度 26 分 46.9 秒 東経 132 度 41 分 6.0 秒

基点第 350 号 北緯 35 度 26 分 47.9 秒 東経 132 度 41 分 2.1 秒

基点第 351 号 北緯 35 度 26 分 47.0 秒 東経 132 度 40 分 58.8 秒

基点第 352 号 北緯 35 度 26 分 39.3 秒 東経 132 度 41 分 10.6 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 出雲市大社町鷺浦

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 24 号

(ア) 漁場の位置 出雲市大社町鷺浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 353 号及び基点第 354 号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線と
によって囲まれた区域

基点第 353 号 出雲市大社町鷺浦立山北端に設置した標柱

基点第 354 号 出雲市大社町鷺浦モチグラ鼻に設置した標柱

(参考値) 緯度・経度

基点第 353 号 北緯 35 度 26 分 39.2 秒 東経 132 度 41 分 0.1 秒

基点第 354 号 北緯 35 度 26 分 50.1 秒 東経 132 度 40 分 44.2 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 出雲市大社町鷺浦

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 25 号

(ア) 漁場の位置 出雲市大社町鷺浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 355 号、基点第 356 号及び基点第 357 号を順次に結んだ線、基点第 358 号及び基点第 359 号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 355 号 出雲市大社町鷺浦深袋の大ビラに設置した標柱

基点第 356 号 出雲市大社町鷺浦コエドリ東端に設置した標柱

基点第 357 号 出雲市大社町鷺浦西黒島北端に設置した標柱

基点第 358 号 出雲市大社町鷺浦西黒島南端に設置した標柱

基点第 359 号 出雲市大社町鷺浦三味セン鼻に設置した標柱

(参考値) 緯度・経度

基点第 355 号 北緯 35 度 26 分 41.3 秒 東経 132 度 39 分 54.3 秒

基点第 356 号 北緯 35 度 26 分 43.5 秒 東経 132 度 39 分 53.7 秒

基点第 357 号 北緯 35 度 26 分 49.1 秒 東経 132 度 40 分 15.0 秒

基点第 358 号 北緯 35 度 26 分 47.2 秒 東経 132 度 40 分 15.7 秒

基点第 359 号 北緯 35 度 26 分 45.6 秒 東経 132 度 40 分 17.1 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 出雲市大社町鷺浦

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 26 号

(ア) 漁場の位置 出雲市大社町宇龍地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 360 号と基点第 361 号を結んだ線及び基点第 362 号とアを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 360 号 出雲市大社町宇龍舟磯の沖鼻南端に設置した標柱

基点第 361 号 出雲市大社町宇龍カジマ島北端に設置した標柱

基点第 362 号 出雲市大社町宇龍カジマ島東端に設置した標柱

ア 基点第 362 号から 129 度の方向と対岸との交点

(参考値) 緯度・経度

基点第 360 号 北緯 35 度 26 分 17.7 秒 東経 132 度 38 分 39.0 秒

基点第 361 号 北緯 35 度 26 分 6.9 秒 東経 132 度 38 分 29.7 秒

基点第 362 号 北緯 35 度 26 分 6.6 秒 東経 132 度 38 分 30.9 秒

ア 北緯 35 度 26 分 6.3 秒 東経 132 度 38 分 31.3 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 出雲市大社町宇龍

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 27 号

(ア) 漁場の位置 出雲市大社町日御碕中山地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 363 号とア及び基点第 364 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 363 号 出雲市大社町日御碕追石鼻南端に設置した標柱

基点第 364 号 出雲市大社町日御碕帆掛鼻突端に設置した標柱

ア 基点第 364 号から 210 度 520 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 363 号 北緯 35 度 25 分 3.9 秒 東経 132 度 37 分 26.9 秒

基点第 364 号 北緯 35 度 24 分 38.8 秒 東経 132 度 38 分 59.6 秒

ア 北緯 35 度 24 分 24.2 秒 東経 132 度 38 分 49.3 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 出雲市大社町日御碕中山

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 28 号

(ア) 漁場の位置 出雲市大社町日御碕二俣地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 364 号、ア、イ及び基点第 365 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 364 号 出雲市大社町日御碕帆掛鼻突端に設置した標柱

基点第 365 号 出雲市大社町日御碕、杵築北界雲見鼻西端に設置した標柱

ア 基点第 364 号から 210 度 520 メートルの点

イ 基点第 365 号から 210 度 460 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 364 号 北緯 35 度 24 分 38.8 秒 東経 132 度 38 分 59.6 秒

基点第 365 号 北緯 35 度 24 分 23.4 秒 東経 132 度 39 分 41.0 秒

ア 北緯 35 度 24 分 24.2 秒 東経 132 度 38 分 49.3 秒

イ 北緯 35 度 24 分 13.1 秒 東経 132 度 39 分 29.3 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（藻類養殖業）

漁業時期：10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 出雲市大社町杵築北及び杵築西

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 201 号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町片江地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 317 号、基点第 313 号及び基点第 314 号を順次に結んだ線及び基点第 315 号と基点第 316 号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 313 号 松江市美保関町片江シャクリ島に設置した標柱

基点第 314 号 松江市美保関町片江中島東端に設置した標柱

基点第 315 号 松江市美保関町片江中島南端に設置した標柱

基点第 316 号 松江市美保関町片江大崎通称赤島南端に設置した標柱

基点第 317 号 松江市美保関町片江大崎東端に設置した標柱

(参考値) 緯度・経度

基点第 313 号 北緯 35 度 34 分 34.3 秒 東経 133 度 12 分 8.3 秒

基点第 314 号 北緯 35 度 34 分 24.7 秒 東経 133 度 11 分 52.3 秒

基点第 315 号 北緯 35 度 34 分 18.2 秒 東経 133 度 11 分 51.1 秒

基点第 316 号 北緯 35 度 34 分 16.3 秒 東経 133 度 11 分 42.4 秒

基点第 317 号 北緯 35 度 34 分 37.1 秒 東経 133 度 11 分 48.5 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市美保関町片江

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 202 号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町笠浦地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 330 号 松江市美保関町笠浦、笠浦沖防波堤に設置した標柱

ア 基点第 330 号から 94 度 50 メートルの点

イ 基点第 330 号から 144 度 230 メートルの点

ウ イから 90 度 300 メートルの点

エ アから 94 度 350 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯 35 度 34 分 37.4 秒 東経 133 度 7 分 59.9 秒

イ 北緯 35 度 34 分 32.6 秒 東経 133 度 8 分 2.7 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 32.8 秒 東経 133 度 8 分 12.2 秒

エ 北緯 35 度 34 分 37.0 秒 東経 133 度 8 分 10.9 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市美保関町笠浦

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 203 号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町笠浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 366 号、ア、イ、基点第 367 号及び基点第 366 号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 366 号 松江市美保関町笠浦近道路の鼻に設置した標柱

基点第 367 号 松江市美保関町笠浦仙田島北端に設置した標柱

ア 基点第 366 号から 1 度 100 メートルの点

イ 基点第 367 号から 1 度 100 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 366 号 北緯 35 度 34 分 43.0 秒 東経 133 度 7 分 29.2 秒

基点第 367 号 北緯 35 度 34 分 43.1 秒 東経 133 度 7 分 22.3 秒

ア 北緯 35 度 34 分 46.3 秒 東経 133 度 7 分 29.3 秒

イ 北緯 35 度 34 分 46.4 秒 東経 133 度 7 分 22.4 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市美保関町笠浦

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 204 号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町野井築島地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 368 号 松江市島根町野井築島宝崎南端に設置した標柱

ア 基点第 368 号から 202 度 50 メートルの点

イ アから 292 度 50 メートルの点

ウ エから 292 度 50 メートルの点

エ 基点第 368 号から 202 度 250 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯 35 度 35 分 12.7 秒 東経 133 度 7 分 27.9 秒

イ 北緯 35 度 35 分 13.3 秒 東経 133 度 7 分 26.1 秒

ウ 北緯 35 度 35 分 7.3 秒 東経 133 度 7 分 23.2 秒

エ 北緯 35 度 35 分 6.7 秒 東経 133 度 7 分 25.0 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市島根町野井

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 205 号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町野井築島地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 368 号 松江市島根町野井築島宝崎南端に設置した標柱

点甲 基点第 368 号から 202 度 50 メートルの点

点乙 基点第 368 号から 202 度 250 メートルの点

ア 点甲から 292 度 50 メートルの点

イ 点乙から 292 度 50 メートルの点

ウ イから 292 度 400 メートルの点

エ アから 292 度 400 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯 35 度 35 分 13.3 秒 東経 133 度 7 分 26.1 秒

イ 北緯 35 度 35 分 7.3 秒 東経 133 度 7 分 23.2 秒

ウ 北緯 35 度 35 分 11.3 秒 東経 133 度 7 分 11.2 秒

エ 北緯 35 度 35 分 17.3 秒 東経 133 度 7 分 14.2 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市島根町野井

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 206 号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町野波築島地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 369 号、ア、イ、ウ及び基点第 369 号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 369 号 松江市島根町野波築島二子島に設置した標柱

ア 基点第 369 号から 357 度 180 メートルの点

イ アから 267 度 130 メートルの点

ウ イから 177 度 180 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

基点第 369 号 北緯 35 度 35 分 19.9 秒 東経 133 度 7 分 5.2 秒

ア 北緯 35 度 35 分 25.7 秒 東経 133 度 7 分 4.8 秒

イ 北緯 35 度 35 分 25.5 秒 東経 133 度 6 分 59.6 秒

ウ 北緯 35 度 35 分 19.7 秒 東経 133 度 7 分 0.0 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市島根町野波

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第207号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町多古多古島地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第370号 松江市島根町多古多古島南端に設置した標柱

ア 基点第370号から128度210メートルの点

イ 基点第370号から240度180メートルの点

ウ イから189度140メートルの点

エ アから189度140メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯35度35分37.2秒 東経133度5分27.1秒

イ 北緯35度35分37.9秒 東経133度5分15.3秒

ウ 北緯35度35分33.4秒 東経133度5分14.5秒

エ 北緯35度35分32.7秒 東経133度5分26.3秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市島根町多古多古

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第208号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町大芦越鳥鼻地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第371号 松江市島根町大芦越鳥鼻東端

ア 基点第371号から10度240メートルの点

イ アから68度300メートルの点

ウ イから 338 度 150 メートルの点

エ アから 338 度 150 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯 35 度 33 分 42.7 秒 東経 133 度 2 分 26.6 秒

イ 北緯 35 度 33 分 46.4 秒 東経 133 度 2 分 37.6 秒

ウ 北緯 35 度 33 分 50.8 秒 東経 133 度 2 分 35.4 秒

エ 北緯 35 度 33 分 47.2 秒 東経 133 度 2 分 24.4 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市島根町大芦

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 209 号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町万原地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 31 分 57.7 秒 東経 133 度 10 分 8.2 秒

イ 北緯 35 度 31 分 52.6 秒 東経 133 度 10 分 4.3 秒

ウ 北緯 35 度 31 分 46.8 秒 東経 133 度 10 分 18.5 秒

エ 北緯 35 度 31 分 51.3 秒 東経 133 度 10 分 20.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 210 号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町万原地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 31 分 47.0 秒 東経 133 度 10 分 10.0 秒

イ 北緯 35 度 31 分 45.0 秒 東経 133 度 10 分 8.0 秒

ウ 北緯 35 度 31 分 36.0 秒 東経 133 度 10 分 30.0 秒

エ 北緯 35 度 31 分 38.0 秒 東経 133 度 10 分 32.0 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 211 号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町万原地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 31 分 58.8 秒 東経 133 度 10 分 52.0 秒

イ 北緯 35 度 31 分 58.5 秒 東経 133 度 10 分 49.2 秒

ウ 北緯 35 度 31 分 56.4 秒 東経 133 度 10 分 49.5 秒

エ 北緯 35 度 31 分 56.8 秒 東経 133 度 10 分 52.4 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 212 号

(ア) 漁場の位置 松江市本庄町地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 30 分 29.1 秒 東経 133 度 8 分 45.4 秒

イ 北緯 35 度 30 分 27.3 秒 東経 133 度 8 分 40.2 秒

ウ 北緯 35 度 30 分 23.9 秒 東経 133 度 8 分 42.2 秒

エ 北緯 35 度 30 分 26.0 秒 東経 133 度 8 分 47.5 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 213 号

(ア) 漁場の位置 松江市八束町馬渡地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 29 分 47.2 秒 東経 133 度 11 分 43.9 秒

イ 北緯 35 度 29 分 44.2 秒 東経 133 度 11 分 42.8 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 43.8 秒 東経 133 度 11 分 45.8 秒

エ 北緯 35 度 29 分 46.8 秒 東経 133 度 11 分 46.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 214 号

(ア) 漁場の位置 松江市八束町馬渡地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 30 分 2.8 秒 東経 133 度 11 分 39.6 秒

イ 北緯 35 度 30 分 0.3 秒 東経 133 度 11 分 33.6 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 54.0 秒 東経 133 度 11 分 38.5 秒

エ 北緯 35 度 29 分 56.1 秒 東経 133 度 11 分 43.4 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 215 号

(ア) 漁場の位置 松江市八束町江島地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 30 分 12.0 秒 東経 133 度 11 分 29.4 秒

イ 北緯 35 度 30 分 4.5 秒 東経 133 度 11 分 33.6 秒

ウ 北緯 35 度 30 分 4.7 秒 東経 133 度 11 分 38.9 秒

エ 北緯 35 度 30 分 11.7 秒 東経 133 度 11 分 34.4 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 216 号

(ア) 漁場の位置 松江市八束町入江地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 28 分 54.4 秒 東経 133 度 9 分 25.1 秒

イ 北緯 35 度 29 分 0.5 秒 東経 133 度 9 分 28.2 秒

ウ 北緯 35 度 29 分 3.8 秒 東経 133 度 9 分 39.1 秒

エ 北緯 35 度 28 分 57.6 秒 東経 133 度 9 分 38.0 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 217 号

(ア) 漁場の位置 松江市八束町波入地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 27 分 58.6 秒 東経 133 度 11 分 20.0 秒

イ 北緯 35 度 27 分 54.5 秒 東経 133 度 11 分 21.1 秒

ウ 北緯 35 度 27 分 54.1 秒 東経 133 度 11 分 17.9 秒

エ 北緯 35 度 27 分 58.0 秒 東経 133 度 11 分 17.2 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 218 号

(ア) 漁場の位置 松江市大井町地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 27 分 43.6 秒 東経 133 度 7 分 58.3 秒

イ 北緯 35 度 27 分 42.3 秒 東経 133 度 7 分 56.6 秒

ウ 北緯 35 度 27 分 44.5 秒 東経 133 度 7 分 54.2 秒

エ 北緯 35 度 27 分 45.6 秒 東経 133 度 7 分 56.2 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 219 号

(ア) 漁場の位置 松江市大海崎町地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 28 分 4.7 秒 東経 133 度 8 分 12.5 秒

イ 北緯 35 度 28 分 2.0 秒 東経 133 度 8 分 15.5 秒

ウ 北緯 35 度 27 分 58.9 秒 東経 133 度 8 分 12.4 秒

エ 北緯 35 度 28 分 2.6 秒 東経 133 度 8 分 9.0 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 220 号

(ア) 漁場の位置 松江市東出雲町下意東地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 26 分 35.8 秒 東経 133 度 10 分 21.1 秒

イ 北緯 35 度 26 分 41.4 秒 東経 133 度 10 分 15.4 秒

ウ 北緯 35 度 26 分 39.0 秒 東経 133 度 10 分 12.0 秒

エ 北緯 35 度 26 分 33.8 秒 東経 133 度 10 分 17.4 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 221 号

(ア) 漁場の位置 安来市荒島町地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 26 分 18.5 秒 東経 133 度 11 分 45.2 秒

イ 北緯 35 度 26 分 17.5 秒 東経 133 度 11 分 46.3 秒

ウ 北緯 35 度 26 分 18.9 秒 東経 133 度 11 分 46.4 秒

エ 北緯 35 度 26 分 17.8 秒 東経 133 度 11 分 47.3 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 222 号

(ア) 漁場の位置 安来市赤江町地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 27 分 14.5 秒 東経 133 度 12 分 33.0 秒

イ 北緯 35 度 27 分 5.9 秒 東経 133 度 12 分 40.2 秒

ウ 北緯 35 度 27 分 15.9 秒 東経 133 度 12 分 37.1 秒

エ 北緯 35 度 27 分 8.1 秒 東経 133 度 12 分 43.4 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 223 号

(ア) 漁場の位置 安来市赤江町宮須地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 27 分 37.6 秒 東経 133 度 13 分 38.7 秒

イ 北緯 35 度 27 分 38.7 秒 東経 133 度 13 分 34.5 秒

ウ 北緯 35 度 27 分 33.7 秒 東経 133 度 13 分 30.3 秒

エ 北緯 35 度 27 分 32.2 秒 東経 133 度 13 分 38.5 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 224 号

(ア) 漁場の位置 安来市亀島町地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 26 分 10.4 秒 東経 133 度 15 分 37.6 秒

イ 北緯 35 度 26 分 20.6 秒 東経 133 度 15 分 40.1 秒

ウ 北緯 35 度 26 分 20.9 秒 東経 133 度 15 分 48.7 秒

エ 北緯 35 度 26 分 14.2 秒 東経 133 度 15 分 50.5 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 225 号

(ア) 漁場の位置 安来市汐手が丘浦ヶ部地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 26 分 11.5 秒 東経 133 度 16 分 15.2 秒

イ 北緯 35 度 26 分 7.3 秒 東経 133 度 16 分 17.0 秒

ウ 北緯 35 度 26 分 6.1 秒 東経 133 度 16 分 19.4 秒

エ 北緯 35 度 26 分 9.5 秒 東経 133 度 16 分 19.7 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 226 号

(ア) 漁場の位置 安来市西恵乃島町高留地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 26 分 5.9 秒 東経 133 度 16 分 45.4 秒

イ 北緯 35 度 26 分 2.2 秒 東経 133 度 16 分 46.1 秒

ウ 北緯 35 度 25 分 59.0 秒 東経 133 度 16 分 55.7 秒

エ 北緯 35 度 26 分 2.6 秒 東経 133 度 16 分 57.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 227 号

(ア) 漁場の位置 安来市島田町八神地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 35 度 25 分 55.9 秒 東経 133 度 17 分 16.2 秒

イ 北緯 35 度 25 分 54.0 秒 東経 133 度 17 分 10.8 秒

ウ 北緯 35 度 25 分 50.8 秒 東経 133 度 17 分 17.0 秒

エ 北緯 35 度 25 分 52.8 秒 東経 133 度 17 分 19.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期：1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市手角町、長海町、野原町、邑生町、本庄町、新庄町、上宇部尾町、大海崎町、大井町、福富町、八幡町、富士見町、意宇町、東出雲町、八束町及び美保関町下宇部尾並びに安来市

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 301 号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町加賀地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 372 号 松江市島根町加賀、加賀漁港沖防波堤南側基部に設置した標柱

ア 基点第 372 号から 125 度 60 メートルの点

イ アから 161 度 100 メートルの点

ウ イから 70 度 90 メートルの点

エ アから 70 度 90 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯 35 度 34 分 3.7 秒 東経 133 度 3 分 12.4 秒

イ 北緯 35 度 34 分 0.7 秒 東経 133 度 3 分 13.8 秒

ウ 北緯 35 度 34 分 1.6 秒 東経 133 度 3 分 17.1 秒

エ 北緯 35 度 34 分 4.7 秒 東経 133 度 3 分 15.8 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（魚類小割り式養殖業）

漁業時期：1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市島根町加賀

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

◎公示番号 区第 302 号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町大芦地先

(イ) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 373 号 松江市島根町大芦、大芦漁港浜防砂堤突端に設置した標柱

ア 基点第 373 号から 25 度 140 メートルの点

イ アから 8 度 100 メートルの点

ウ イから 287 度 185 メートルの点

エ アから 287 度 185 メートルの点

(参考値) 緯度・経度

ア 北緯 35 度 33 分 19.1 秒 東経 133 度 2 分 37.6 秒

イ 北緯 35 度 33 分 22.3 秒 東経 133 度 2 分 38.1 秒

ウ 北緯 35 度 33 分 24.1 秒 東経 133 度 2 分 31.1 秒

エ 北緯 35 度 33 分 20.9 秒 東経 133 度 2 分 30.6 秒

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類：第一種区画漁業（魚類小割り式養殖業）

漁業時期：1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(オ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(カ) 関係地区 松江市島根町大芦

(キ) 条件

(1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行及び停泊を妨げないよう配慮しなければならない。

(2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

③ 共同漁業

◎公示番号 共第1号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町福浦及び竹崎鼻以東の森山地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線（ただし、ウ、エ間はエから鳥取県境港市、境港防波堤北側の線に沿ってウに至る。）並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 松江市美保関町森山竹崎鼻南端に設置した標柱

基点第2号 松江市美保関町森山、福浦界に設置した標柱

基点第3号 境港防波堤灯台の突端から0度の方向と最大高潮時海岸線との交点

ア 基点第1号から211度20分80メートルの点

イ 基点第2号から166度30分170メートルの点

ウ 基点第2号から166度30分の方向と境港防波堤北側の線の延長線との交点

エ 境港防波堤灯台

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市美保関町福浦

◎公示番号 共第2号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町美保関及び雲津地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第4号から206度の方向及び基点第5号から7度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第4号 松江市美保関町海崎鼻突端に設置した標柱

基点第5号 松江市美保関町雲津、諸喰界に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市美保関町美保関及び雲津

◎公示番号 共第3号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町沖の御前島地先

(イ) 漁場の区域 沖の御前島周囲最大高潮時海岸線から距岸 500メートルの線によって囲まれた区域

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市美保関町美保関及び雲津

◎公示番号 共第4号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町諸喰、七類、片江及び菅浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第5号から7度の方向及び基点第6号から5度30分の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500メートルの線とによって

囲まれた区域

基点第5号 松江市美保関町雲津、諸喰界に設置した標柱

基点第6号 松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市美保関町諸喰、七類、片江及び菅浦

◎公示番号 共第5号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町北浦、千酌及び笠浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第6号から5度30分方向及び基点第7号から48度方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第6号 松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱

基点第7号 松江市美保関町、島根町界付近に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで

うに漁業 1月1日から12月31日まで

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市美保関町北浦、千酌及び笠浦

◎公示番号 共第6号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町野井地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第7号から48度の方向、基点第8号と基点第9号を結ぶ線及び基点第10号から24度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第7号 松江市美保関町、島根町界付近に設置した標柱

基点第8号 松江市島根町野井、野波界に設置した標柱

基点第9号 松江市島根町野井、野波界築島南西端に設置した標柱

基点第10号 松江市島根町野井、野波界築島北端に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市島根町野井

◎公示番号 共第7号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町野波及び多古地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第8号と基点第9号を結ぶ線、基点第10号から24度の方向、基点第11号と基点第12号を結ぶ線及び基点第12号から321度の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第8号 松江市島根町野井、野波界に設置した標柱

基点第9号 松江市島根町野井、野波界築島南西端に設置した標柱

基点第10号 松江市島根町野井、野波界築島北端に設置した標柱

基点第11号 松江市島根町野波、加賀界に設置した標柱

基点第 12 号 松江市島根町野波、加賀界嫁島北西端に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市島根町野波及び多古

◎公示番号 共第8号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町加賀地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第11号と基点第12号を結ぶ線、基点第12号から321度の方向及び基点第13号から310度30分の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第11号 松江市島根町野波、加賀界に設置した標柱

基点第12号 松江市島根町野波、加賀界嫁島北西端に設置した標柱

基点第13号 松江市島根町加賀、大芦界に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで

たこ漁業 1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市島根町加賀

◎公示番号 共第9号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町大芦地先。ただし、松江市島根町大芦猿渡後島以西の地先を除く。

(イ) 漁場の区域 次の基点第13号から310度30分の方角及び基点第19号から324度の方角との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第14号、基点第15号、基点第16号、基点第17号、ア、イ、ウ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第13号 松江市島根町加賀、大芦界に設置した標柱

基点第14号 松江市島根町大芦猿渡後島北西端に設置した標柱

基点第15号 松江市島根町大芦猿渡島西端に設置した標柱

基点第16号 松江市島根町大芦沖島南端に設置した標柱

基点第17号 松江市島根町大芦沖島北東端に設置した標柱

基点第18号 松江市島根町大芦沖島北西端に設置した標柱

基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱

ア 基点第17号から325度の方角と基点第18号から52度の方角との交点

イ 基点第18号から324度20メートルの点

ウ 基点第19号から324度320メートルの点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市島根町大芦

◎公示番号 共第 10 号

- (ア) 漁場の位置 松江市島根町大芦猿渡後島以西の大芦地先
- (イ) 漁場の区域 次の基点第 14 号、基点第 15 号、基点第 16 号、基点第 17 号、ア、イ、ウ及び基点第 19 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第 14 号 松江市島根町大芦猿渡後島北西端に設置した標柱
- 基点第 15 号 松江市島根町大芦猿渡島西端に設置した標柱
- 基点第 16 号 松江市島根町大芦沖島南端に設置した標柱
- 基点第 17 号 松江市島根町大芦沖島北東端に設置した標柱
- 基点第 18 号 松江市島根町大芦沖島北西端に設置した標柱
- 基点第 19 号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱
- ア 基点第 17 号から 325 度の方向と基点第 18 号から 52 度の方向との交点
- イ 基点第 18 号から 324 度 20 メートルの点
- ウ 基点第 19 号から 324 度 320 メートルの点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(オ) 関係地区 松江市島根町大芦及び鹿島町御津

◎公示番号 共第 11 号

- (ア) 漁場の位置 松江市鹿島町御津地先
- (イ) 漁場の区域 次の基点第 19 号から 324 度の方向及び基点第 20 号から 349 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第 21 号、ア及び基点第 22 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
- 基点第 19 号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱
- 基点第 20 号 松江市鹿島町御津、片句界に設置した標柱
- 基点第 21 号 松江市鹿島町御津大松鼻西端に設置した標柱

基点第 22 号 松江市鹿島町御津高鼻東側岬の北端に設置した標柱

ア 基点第 21 号から 354 度の方向と基点第 22 号から 84 度の方向との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市鹿島町御津

◎公示番号 共第 12 号

(ア) 漁場の位置 松江市鹿島町片句、手結、恵曇及び古浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 20 号から 349 度の方向及び基点第 25 号から 357 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線とによって囲まれた区域（基点第 24 号とアを結ぶ線以南の佐陀川を除く。）。ただし、基点第 20 号、イ及びウの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第 20 号 松江市鹿島町御津、片句界に設置した標柱

基点第 23 号 松江市鹿島町片句 2963 番地護岸から東に延びた防波堤北側基部

基点第 24 号 松江市鹿島町恵曇地内湊橋左岸下流側つけ根に設置した標柱

基点第 25 号 松江市鹿島町、秋鹿町界通称カル島北端に設置した標柱

ア 湊橋下流端の線が対岸と交わる点

イ 基点第 20 号から 349 度の方向とウから 86 度の方向との交点

ウ 基点第 23 号から 180 度 74 メートルの点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで

とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市鹿島町片匂、手結、恵曇及び古浦

◎公示番号 共第13号

(ア) 漁場の位置 松江市秋鹿町及び魚瀬町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第25号から357度の方向及び基点第26号から辻石見通しの方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第25号 松江市鹿島町、秋鹿町界通称カル島北端に設置した標柱

基点第26号 出雲市地合町地先灘辻石頂上と沖辻石頂上とを結んだ線の延長線と最大高潮時海岸線との交点（通称尾崎鼻）に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市秋鹿町及び魚瀬町

◎公示番号 共第14号

(ア) 漁場の位置 出雲市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第26号から辻石見通しの方向及び基点第27号から339度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第26号 出雲市地合町地先灘辻石頂上と沖辻石頂上とを結んだ線の延長線と最大高潮

時海岸線との交点（通称尾崎鼻）に設置した標柱

基点第 27 号 出雲市三津町、美保町界（通称犬戻し）に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 出雲市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町

◎公示番号 共第 15 号

(ア) 漁場の位置 出雲市美保町、塩津町、釜浦町、十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 27 号から 339 度の方向及び基点第 28 号から 354 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線とによって囲まれた区域

基点第 27 号 出雲市三津町、美保町界（通称犬戻し）に設置した標柱

基点第 28 号 出雲市猪目町、大社町界笠松山西岩角に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 出雲市美保町、塩津町、釜浦町、十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町

◎公示番号 共第16号

(ア) 漁場の位置 出雲市大社町、西園町及び外園町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第28号から354度の方向及び基点第29号から279度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第28号 出雲市猪目町、大社町界笠松山西岩角に設置した標柱

基点第29号 出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	おきあさり漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 出雲市大社町、西園町及び外園町

◎公示番号 共第17号

(ア) 漁場の位置 出雲市湖陵町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第29号から279度の方向及び基点第30号から300度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第29号 出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱

基点第30号 出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで

とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで
おきあさり漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 出雲市湖陵町

◎公示番号 共第18号

(ア) 漁場の位置 出雲市多伎町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第30号から300度の方向及び基点第31号から329度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第30号 出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱

基点第31号 出雲市、大田市界源蔵塚に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	おきあさり漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 出雲市多伎町

◎公示番号 共第19号

(ア) 漁場の位置 大田市朝山町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第41号から329度の方向及びアから344度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第41号 大田市、出雲市界源蔵塚に設置した標柱

基点第42号 大田市朝山町、波根町界三ツ石頂上に設置した標柱

ア 基点第 42 号から 164 度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 大田市朝山町

◎公示番号 共第 20 号

(ア) 漁場の位置 大田市波根町地先

(イ) 漁場の区域 次のアから 344 度の方向及び基点第 43 号から 324 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線とによって囲まれた区域

基点第 42 号 大田市朝山町、波根町界三ツ石頂上に設置した標柱

基点第 43 号 大田市波根町、久手町界に設置した標柱

ア 基点第 42 号から 164 度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 大田市波根町

◎公示番号 共第 21 号

(ア) 漁場の位置 大田市久手町波根西（旧柳瀬）地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 43 号から 324 度の方向及び基点第 44 号から 309 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線とによって囲まれた区域

基点第 43 号 大田市波根町、久手町界に設置した標柱

基点第 44 号 大田市久手町波根西、掛戸橋中央

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 大田市久手町波根西（旧柳瀬）

◎公示番号 共第 22 号

(ア) 漁場の位置 大田市久手町波根西（旧柳瀬地先を除く。）、刺鹿及び鳥井町鳥越地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 44 号から 309 度の方向及び基点第 45 号から 321 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線とによって囲まれた区域

基点第 44 号 大田市久手町波根西、掛戸橋中央

基点第 45 号 大田市鳥井町鳥越、鳥井町鳥井迫界（迫川尻）に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで

とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 大田市久手町波根西（旧柳瀬を除く。）、刺鹿及び鳥井町鳥越

◎公示番号 共第23号

(ア) 漁場の位置 大田市鳥井町地先（同町鳥越地先を除く。）

(イ) 漁場の区域 次の基点第45号から321度の方向及びアから314度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第45号 大田市鳥井町鳥越、鳥井町鳥井迫界（迫川尻）に設置した標柱

基点第46号 大田市鳥井町、静間町界（善久庵山の鼻）に設置した標柱

ア 基点第46号から134度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 大田市鳥井町（同町鳥越を除く。）

◎公示番号 共第24号

(ア) 漁場の位置 大田市静間町地先

(イ) 漁場の区域 次のアから314度の方向及び基点第47号から319度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第46号 大田市鳥井町、静間町界（善久庵山の鼻）に設置した標柱

基点第47号 大田市静間町、五十猛町界（鼻繰岩）に設置した標柱

ア 基点第 46 号から 134 度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 大田市静間町

◎公示番号 共第 25 号

(ア) 漁場の位置 大田市五十猛町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 47 号から 319 度の方向及びアから 288 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線とによって囲まれた区域

基点第 47 号 大田市静間町、五十猛町界（鼻線岩）に設置した標柱

基点第 48 号 大田市五十猛町、仁摩町宅野通称猛鬼沖合三角岩頂上に設置した標柱

ア 基点第 48 号から 108 度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 大田市五十猛町

◎公示番号 共第 26 号

(ア) 漁場の位置 大田市仁摩町地先

(イ) 漁場の区域 次のアから 288 度の方向及び基点第 49 号から 309 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線とによって囲まれた区域

基点第 48 号 大田市五十猛町、仁摩町宅野通称猛鬼沖合三角岩頂上に設置した標柱

基点第 49 号 大田市仁摩町、温泉津町界十字標（通称古竜明神原の鼻平場の突端）に設置した標柱

ア 基点第 48 号から 108 度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 大田市仁摩町

◎公示番号 共第 27 号

(ア) 漁場の位置 大田市温泉津町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 49 号から 309 度の方向及び基点第 50 号から 292 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線とによって囲まれた区域

基点第 49 号 大田市仁摩町、温泉津町界十字標（通称古竜明神原の鼻平場の突端）に設置した標柱

基点第 50 号 大田市、江津市界（通称田尻北の鼻）に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで

てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
もずく漁業	4月1日から8月31日まで
あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 大田市温泉津町

◎公示番号 共第28号

(ア) 漁場の位置 江津市地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第50号から292度の方向及び基点第51号から322度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第52号とアを結ぶ線から上流の江の川並びに基点第53号、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第50号 大田市、江津市界（通称田尻北の鼻）に設置した標柱

基点第51号 江津市波子町宇津川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱

基点第52号 江津市渡津町江の川右岸恵比須島西端に設置した標柱

基点第53号 江津市渡津町通称来留矢北端に設置した標柱

ア 基点第52号から231度の方向と対岸との交点

イ 基点第53号から325度30分274メートルの点

ウ イから317度30分10メートルの点

エ ウから228度30分250メートルの点

オ エから180度30分の方向と陸岸との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで

うに漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで
おきあさり漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 江津市

◎公示番号 共第29号

(ア) 漁場の位置 浜田市久代町、国分町及び下府町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第51号から322度の方向及び基点第56号から311度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第51号 江津市波子町宇津川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱

基点第56号 浜田市下府町、生湯町界（鯛山頂上）に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	おきあさり漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 浜田市久代町、国分町及び下府町

◎公示番号 共第30号

(ア) 漁場の位置 浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、元浜町、瀬戸見町及び原井町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第56号から311度の方向及び基点第57号から309度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第57号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコを順次に結んだ線、点甲、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ及びテを順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第56号 浜田市下府町、生湯町界（鯛山頂上）に設置した標柱

基点第 57 号 浜田市原井町、熱田町界（道路暗渠吐出口中央）に設置した標柱

点甲 浜田市瀬戸ヶ島町、浜田漁港瀬戸ヶ島西防波堤基部標柱

ア 基点第 57 号から 309 度 252 メートルの点

イ アから 338 度 580 メートルの点

ウ イから 39 度 30 分 458 メートルの点

エ ウから 276 度 100 メートルの点

オ エから 34 度 13 メートルの点

カ オから 333 度 230 メートルの点

キ カから 317 度 170 メートルの点

ク キから 342 度 30 分 18 メートルの点

ケ クから 71 度 30 分 60 メートルの点

コ ケから 53 度 30 分の方向と陸岸との交点

サ 点甲から 102 度 40.6 メートルの点

シ サから 126 度 30 分 60.4 メートルの点

ス シから 36 度 30 分 9 メートルの点

セ スから 154 度 280 メートルの点

ソ セから 233 度 30 分 9.2 メートルの点

タ ソから 143 度 30 分 320 メートルの点

チ タから 187 度 70 メートルの点

ツ チから 176 度 30 分 70 メートルの点

テ ツから 150 度 30 分の方向と陸岸との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	ひじき漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、元浜町、瀬

戸見町、原井町、高田町、真光町、清水町、原町及び京町

◎公示番号 共第 31 号

- (ア) 漁場の位置 浜田市熱田町、長浜町、日脚町及び治和町（テギレ島東端以東）地先
- (イ) 漁場の区域 次の基点第 57 号から 309 度の方向及びアから 321 度 30 分の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第 59 号とイを結ぶ線から上流の周布川並びにウから 19 度 30 分の方向及び基点第 57 号から 309 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線とによって囲まれた区域を除く。
- 基点第 57 号 浜田市原井町、熱田町界（道路暗渠吐出口中央）に設置した標柱
- 基点第 58 号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱
- 基点第 59 号 浜田市治和町周布川河口左岸大岩頂上に設置した標柱
- 基点第 60 号 浜市長浜町桶島中央に設置した標柱
- ア 基点第 58 号から 141 度 30 分の方向と最大高潮時海岸線との交点
- イ 基点第 59 号から 163 度 30 分の方向と対岸との交点
- ウ 基点第 60 号から 199 度 30 分の方向と最大高潮時海岸線との交点
- (ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

- (エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (オ) 関係地区 浜田市熱田町、長浜町及び日脚町

◎公示番号 共第 32 号

- (ア) 漁場の位置 浜田市津摩町、治和町（テギレ島東端以西）、西村町及び折居町地先
- (イ) 漁場の区域 次のアから 321 度 30 分の方向及び基点第 61 号から 314 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線とによって囲まれた区域
- 基点第 58 号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱
- 基点第 61 号 浜田市折居町、三隅町界に設置した標柱

ア 基点第 58 号から 141 度 30 分の方角と最大高潮時海岸線との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	ひじき漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 浜田市津摩町、治和町、西村町及び折居町

◎公示番号 共第33号

(ア) 漁場の位置 浜田市三隅町折居地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第61号から314度の方角及び基点第62号から314度の方角との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域

基点第61号 浜田市折居町、三隅町界に設置した標柱

基点第62号 浜田市三隅町大崎鼻頂上に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	ひじき漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 浜田市三隅町折居、津摩町、治和町、西村町及び折居町

◎公示番号 共第34号

(ア) 漁場の位置 浜田市三隅町西河内、湊浦、古市場及び岡見地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第62号から314度の方向及び基点第63号から329度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、浜田市三隅町湊浦地内山陰本線三隅川鉄橋下流端の線から上流の三隅川を除く。

基点第62号 浜田市三隅町大崎鼻頂上に設置した標柱

基点第63号 浜田市、益田市界に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	ひじき漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 浜田市三隅町西河内、湊浦、古市場及び岡見

◎公示番号 共第35号

(ア) 漁場の位置 浜田市三隅町西河内鹿島地先

(イ) 漁場の区域 鹿島周囲最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	ひじき漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで

とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
うに漁業	1月1日から12月31日まで
たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 浜田市三隅町西河内、湊浦、古市場及び岡見

◎公示番号 共第36号

(ア) 漁場の位置 益田市地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第63号から329度の方向及び基点第64号から0度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第65号とアを結ぶ線から上流の高津川を除く。

基点第63号 浜田市、益田市界に設置した標柱

基点第64号 島根県、山口県界（鉦崎）に設置した標柱

基点第65号 益田市中島町高津川河口右岸導流堤基部に設置した標柱

ア 基点第65号から237度の方向と対岸との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	いわがき漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 益田市

◎公示番号 共第37号

(ア) 漁場の位置 益田市土田町高島地先

(イ) 漁場の区域 高島周囲最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 益田市

◎公示番号 共第38号

(ア) 漁場の位置 益田市土田町伊勢島地先

(イ) 漁場の区域 伊勢島周囲最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 益田市

◎公示番号 共第39号

(ア) 漁場の位置 益田市飯浦町三生島地先

(イ) 漁場の区域 三生島周囲最大高潮時海岸線から距岸500メートルの線によって囲まれた区域

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	いわのり漁業	11月1日から翌年3月31日まで
	てんぐさ漁業	4月1日から9月30日まで
	もずく漁業	4月1日から8月31日まで
	あわび漁業	12月1日から翌年9月30日まで
	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	9月1日から翌年4月30日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 益田市

◎公示番号 共第101号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町福浦及び竹崎鼻以東の森山地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ及び基点第3号の各点を順次に結んだ線(ただし、ウ、エ間はエから鳥取県境港市、境港防波堤北側の線に沿ってウに至る。)並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第1号 松江市美保関町森山竹崎鼻南端に設置した標柱

基点第2号 松江市美保関町森山、福浦界に設置した標柱

基点第3号 境港防波堤灯台の突端から0度の方向と最大高潮時海岸線との交点

ア 基点第1号から211度20分80メートルの点

イ 基点第2号から166度30分170メートルの点

ウ 基点第2号から166度30分の方向と境港防波堤北側の線の延長線との交点

エ 境港防波堤灯台

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市美保関町福浦

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第102号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町美保関及び雲津地先

- (イ) 漁場の区域 次の基点第4号から206度の方向及び松江市美保関町美保関、美保関灯台基部中央から44度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸2,000メートルの線とによって囲まれた区域並びに基点第5号から7度の方向及び美保関灯台基部中央から44度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域
- 基点第4号 松江市美保関町海崎鼻突端に設置した標柱
- 基点第5号 松江市美保関町雲津、諸喰界に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から6月30日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市美保関町美保関及び雲津

(カ) 条件 ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目7センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ700メートル以内にしなければならない。

雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第103号

(ア) 漁場の位置 松江市美保関町沖の御前島地先

(イ) 漁場の区域 沖の御前島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線によって囲まれた区域

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から6月30日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市美保関町美保関及び雲津

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第 104 号

- (ア) 漁場の位置 松江市美保関町諸喰、七類、片江及び菅浦地先
- (イ) 漁場の区域 次の基点第 5 号から 7 度の方向及び基点第 6 号から 5 度 30 分の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 1,000 メートルの線とによって囲まれた区域
- 基点第 5 号 松江市美保関町雲津、諸喰界に設置した標柱
- 基点第 6 号 松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5 月 1 日から 8 月 31 日まで

- (エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで
- (オ) 関係地区 松江市美保関町諸喰、七類、片江及び菅浦
- (カ) 条件 ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目 7 センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ 700 メートル以内にしなければならない。

雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500 メートル、網丈 100 掛以内及び網目 6 センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第 105 号

- (ア) 漁場の位置 松江市美保関町北浦、千酌及び笠浦地先
- (イ) 漁場の区域 次の基点第 6 号から 5 度 30 分の方向及び基点第 7 号から 48 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 1,000 メートルの線とによって囲まれた区域
- 基点第 6 号 松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱
- 基点第 7 号 松江市美保関町、島根町界付近に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5 月 1 日から 8 月 31 日まで

- (エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで
- (オ) 関係地区 松江市美保関町北浦、千酌及び笠浦
- (カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方

仕立上がり) 500 メートル、網丈 100 掛以内及び網目 6 センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第 106 号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町野井、野波及び多古地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 7 号から 48 度の方向、基点第 11 号と基点第 12 号を結ぶ線及び基点第 12 号から 321 度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線 (沿岸島しょを含む。) から距岸 1,000 メートルの線とによって囲まれた区域

基点第 7 号 松江市美保関町、島根町界付近に設置した標柱

基点第 11 号 松江市島根町野波、加賀界に設置した標柱

基点第 12 号 松江市島根町野波、加賀界嫁島北西端に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ぶり、はまち固定式さし網 (かさ網) 漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5 月 1 日から 8 月 31 日まで
	ばいかごづけ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(オ) 関係地区 松江市島根町野井、野波及び多古

(カ) 条件 ぶり、はまち固定式さし網 (かさ網) 漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目 7 センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ 700 メートル以内にしなければならない。

雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長 (浮子方仕立上がり) 500 メートル、網丈 100 掛以内及び網目 6 センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第 107 号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町加賀地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 11 号と基点第 12 号を結ぶ線、基点第 12 号から 321 度の方向及び基点第 13 号から 310 度 30 分の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線 (沿岸島しょを含む。) から距岸 1,000 メートルの線とによって囲まれた区域

基点第 11 号 松江市島根町野波、加賀界に設置した標柱

基点第 12 号 松江市島根町野波、加賀界嫁島北西端に設置した標柱

基点第 13 号 松江市島根町加賀、大芦界に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	ぶり、はまち固定式さし網 (かさ網) 漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

とびうお固定式さし網漁業

5月1日から8月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市島根町加賀

(カ) 条件 ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目7センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ700メートル以内にしなければならない。

雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第108号

(ア) 漁場の位置 松江市島根町大芦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第13号から310度30分の方角及び基点第19号から324度の方角との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第13号 松江市島根町加賀、大芦界に設置した標柱

基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市島根町大芦

(カ) 条件 ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目7センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ700メートル以内にしなければならない。

雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第109号

(ア) 漁場の位置 松江市鹿島町御津地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第19号から324度の方角及び基点第20号から349度の方角との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第21号、ア及び基点第22号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱

基点第20号 松江市鹿島町御津、片匂界に設置した標柱

基点第 21 号 松江市鹿島町御津大松鼻西端に設置した標柱

基点第 22 号 松江市鹿島町御津高鼻東側岬の北端に設置した標柱

ア 基点第 21 号から 354 度の方向と基点第 22 号から 84 度の方向との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ぶり、はまち固定式さし網 (かさ網) 漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5 月 1 日から 8 月 31 日まで
	ばいかごづけ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(オ) 関係地区 松江市鹿島町御津

(カ) 条件 ぶり、はまち固定式さし網 (かさ網) 漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目 7 センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ 700 メートル以内にしなければならない。

雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長 (浮子方仕立上がり) 500 メートル、網丈 100 掛以内及び網目 6 センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第 110 号

(ア) 漁場の位置 松江市鹿島町片句、手結、恵曇及び古浦地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 20 号から 349 度の方向及び基点第 25 号から 357 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線 (沿岸島しょを含む。) から距岸 1,000 メートルの線とによって囲まれた区域 (基点第 24 号とアを結ぶ線以南の佐陀川を除く。) ただし、基点第 20 号、イ及びウの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第 20 号 松江市鹿島町御津、片句界に設置した標柱

基点第 23 号 松江市鹿島町片句 2963 番地護岸から東に延びた防波堤北側基部

基点第 24 号 松江市鹿島町恵曇地内湊橋左岸下流側つけ根に設置した標柱

基点第 25 号 松江市鹿島町、秋鹿町界通称カル島北端に設置した標柱

ア 湊橋下流端の線が対岸と交わる点

イ 基点第 20 号から 349 度の方向とウから 86 度の方向との交点

ウ 基点第 23 号から 180 度 74 メートルの点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ぶり、はまち固定式さし網 (かさ網) 漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5 月 1 日から 8 月 31 日まで

ばいかごづけ漁業

1月1日から12月31日まで

- (エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (オ) 関係地区 松江市鹿島町片匂、手結、恵曇及び古浦
- (カ) 条件 ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目7センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ700メートル以内にしなければならない。

雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第111号

- (ア) 漁場の位置 松江市秋鹿町及び魚瀬町地先
- (イ) 漁場の区域 次の基点第25号から357度の方向及び基点第26号から辻石見通しの方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域
- 基点第25号 松江市鹿島町、秋鹿町界通称カル島北端に設置した標柱
- 基点第26号 出雲市地合町地先灘辻石頂上と沖辻石頂上とを結んだ線の延長線と最大高潮時海岸線との交点（通称尾崎鼻）に設置した標柱

- (ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

- (エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (オ) 関係地区 松江市秋鹿町及び魚瀬町
- (カ) 条件 ぶり、はまち固定式さし網（かさ網）漁業に使用することのできる漁具の規模は、網目7センチメートル以上及び漁具の仕立上がりの長さ700メートル以内にしなければならない。

雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第112号

- (ア) 漁場の位置 出雲市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町地先
- (イ) 漁場の区域 次の基点第26号から辻石見通しの方向及び基点第27号から339度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域
- 基点第26号 出雲市地合町地先灘辻石頂上と沖辻石頂上とを結んだ線の延長線と最大高潮

時海岸線との交点（通称尾崎鼻）に設置した標柱

基点第 27 号 出雲市三津町、美保町界（通称犬戻し）に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 出雲市地合町、坂浦町、小伊津町及び三津町

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第113号

(ア) 漁場の位置 出雲市美保町、塩津町、釜浦町、十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第27号から339度の方向及び基点第28号から354度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第27号 出雲市三津町、美保町界（通称犬戻し）に設置した標柱

基点第28号 出雲市猪目町、大社町界笠松山西岩角に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 出雲市美保町、塩津町、釜浦町、十六島町、小津町、奥宇賀町、河下町及び猪目町

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第114号

(ア) 漁場の位置 出雲市大社町、西園町及び外園町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第28号から354度の方向及び基点第32号から262度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域並びに基点第32号、ア、イ、ウ、エ及び基点第29号の各点を順次に結ん

だ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第 28 号 出雲市猪目町、大社町界笠松山西岩角に設置した標柱

基点第 29 号 出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱

基点第 32 号 出雲市大社町日御碕追石鼻南西端に設置した標柱

基点第 33 号 出雲市大社町日御碕御立島に設置した標柱

基点第 34 号 出雲市大社町杵築北、大社漁港沖防波堤突端

ア 基点第 32 号から 262 度 700 メートルの点

イ 基点第 33 号から 203 度 2,000 メートルの点

ウ 基点第 34 号から 211 度 2,900 メートルの点

エ 基点第 29 号から 279 度 3,000 メートルの点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	いかかごづけ漁業	2月1日から8月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 出雲市大社町、西園町及び外園町

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第115号

(ア) 漁場の位置 出雲市湖陵町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第29号、エ、オ及び基点第30号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第 29 号 出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱

基点第 30 号 出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱

エ 基点第 29 号から 279 度 3,000 メートルの点

オ 基点第 30 号から 300 度 3,000 メートルの点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	いかかごづけ漁業	2月1日から8月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

- (エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (オ) 関係地区 出雲市湖陵町
- (カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第116号

- (ア) 漁場の位置 出雲市多伎町地先
- (イ) 漁場の区域 次の基点第30号、オ、カ、キ及び基点第31号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域
- 基点第30号 出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱
- 基点第31号 出雲市、大田市界源蔵塚に設置した標柱
- 基点第35号 出雲市多伎町口田儀笠取鼻北端に設置した標柱
- オ 基点第30号から300度3,000メートルの点
- カ 基点第35号から338度30分2,500メートルの点
- キ 基点第31号から329度1,000メートルの点
- (ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	いかかごづけ漁業	2月1日から8月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

- (エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- (オ) 関係地区 出雲市多伎町
- (カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第117号

- (ア) 漁場の位置 大田市朝山町地先
- (イ) 漁場の区域 次の基点第41号から329度の方向及びアから344度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域
- 基点第41号 大田市、出雲市界源蔵塚に設置した標柱
- 基点第42号 大田市朝山町、波根町界三ツ石頂上に設置した標柱
- ア 基点第42号から164度の方向と最大高潮時海岸線との交点
- (ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 大田市朝山町

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第118号

(ア) 漁場の位置 大田市波根町地先

(イ) 漁場の区域 次のアから344度の方向及び基点第43号から324度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第42号 大田市朝山町、波根町界三ツ石頂上に設置した標柱

基点第43号 大田市波根町、久手町界に設置した標柱

ア 基点第42号から164度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 大田市波根町

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第119号

(ア) 漁場の位置 大田市久手町波根西（旧柳瀬）地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第43号から324度の方向、基点第44号とアを結ぶ線及びアから324度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第43号 大田市波根町、久手町界に設置した標柱

基点第44号 大田市久手町波根西、掛戸橋中央

ア 基点第44号から309度の方向と最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 大田市久手町波根西(旧柳瀬)

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第120号

(ア) 漁場の位置 大田市久手町波根西(旧柳瀬地先を除く。)、刺鹿及び鳥井町鳥越地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第44号とアを結ぶ線、アから324度の方向、基点第45号とイを結ぶ線及びイから304度の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第44号 大田市久手町波根西、掛戸橋中央

基点第45号 大田市鳥井町鳥越、鳥井町鳥井迫界(迫川尻)に設置した標柱

ア 基点第44号から309度の方向と最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線との交点

イ 基点第45号から321度の方向と最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸500メートルの線との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	3月1日から11月30日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 大田市久手町波根西(旧柳瀬を除く。)、刺鹿及び鳥井町鳥越

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第121号

(ア) 漁場の位置 大田市鳥井町地先(同町鳥越地先を除く。)

(イ) 漁場の区域 次の基点第45号とイを結ぶ線、イから304度の方向及びアから314度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線

とによって囲まれた区域

基点第 45 号 大田市鳥井町鳥越、鳥井町鳥井迫界（迫川尻）に設置した標柱

基点第 46 号 大田市鳥井町、静間町界（善久庵山の鼻）に設置した標柱

ア 基点第 46 号から 134 度の方向と最大高潮時海岸線との交点

イ 基点第 45 号から 321 度の方向と最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500
メートルの線との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5 月 1 日から 8 月 31 日まで
	ばいかごづけ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(オ) 関係地区 大田市鳥井町（同町鳥越を除く。）

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方
仕立上がり）500 メートル、網丈 100 掛以内及び網目 6 センチメートル以上にしなければな
らない。

◎公示番号 共第 122 号

(ア) 漁場の位置 大田市静間町地先

(イ) 漁場の区域 次のアから 314 度の方向及び基点第 47 号から 319 度の方向との二直線並び
に最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 1,000 メートルの線とによって囲まれ
た区域

基点第 46 号 大田市鳥井町、静間町界（善久庵山の鼻）に設置した標柱

基点第 47 号 大田市静間町、五十猛町界（鼻繰岩）に設置した標柱

ア 基点第 46 号から 134 度の方向と最大高潮時海岸線との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	いかかごづけ漁業	3 月 1 日から 7 月 31 日まで
	ばいかごづけ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	雑魚かご漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(オ) 関係地区 大田市静間町

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方
仕立上がり）500 メートル、網丈 100 掛以内及び網目 6 センチメートル以上にしなければな
らない。

◎公示番号 共第 123 号

(ア) 漁場の位置 大田市五十猛町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 47 号から 319 度の方向、アとイを結ぶ線及びイから 304 度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 1,000 メートルの線とによって囲まれた区域

基点第 47 号 大田市静間町、五十猛町界（鼻繰岩）に設置した標柱

基点第 48 号 大田市五十猛町、仁摩町宅野通称猛鬼沖合三角岩頂上に設置した標柱

ア 基点第 48 号から 108 度の方向と最大高潮時海岸線との交点

イ アから 288 度の方向と最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	3月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 大田市五十猛町

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第 124 号

(ア) 漁場の位置 大田市仁摩町地先

(イ) 漁場の区域 次のアとイを結ぶ線、イから 304 度の方向及び基点第 49 号から 309 度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 1,000 メートルの線とによって囲まれた区域

基点第 48 号 大田市五十猛町、仁摩町宅野通称猛鬼沖合三角岩頂上に設置した標柱

基点第 49 号 大田市仁摩町、温泉津町界十字標（通称古竜明神原の鼻平場の突端）に設置した標柱

ア 基点第 48 号から 108 度の方向と最大高潮時海岸線との交点

イ アから 288 度の方向と最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 500 メートルの線との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

いかかごづけ漁業 1月1日から7月31日まで

ばいかごづけ漁業 1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 大田市仁摩町

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第125号

(ア) 漁場の位置 大田市温泉津町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第49号から309度の方向及び基点第50号から292度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第49号 大田市仁摩町、温泉津町界十字標(通称古竜明神原の鼻平場の突端)に設置した標柱

基点第50号 大田市、江津市界(通称田尻北の鼻)に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 大田市温泉津町

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長(浮子方仕立上がり)500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第126号

(ア) 漁場の位置 江津市地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第50号、カ、キ、ク、ケ及び基点第51号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)とによって囲まれた区域。ただし、基点第52号とアを結ぶ線から上流の江の川並びに基点第53号、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第50号 大田市、江津市界(通称田尻北の鼻)に設置した標柱

基点第51号 江津市波子町字津川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱

基点第52号 江津市渡津町江の川右岸恵比須島西端に設置した標柱

基点第53号 江津市渡津町通称来留矢北端に設置した標柱

基点第 54 号 江津市渡津町、江津灯台

基点第 55 号 江津市波子町大崎鼻北端に設置した標柱

ア 基点第 52 号から 231 度の方向と対岸との交点

イ 基点第 53 号から 325 度 30 分 274 メートルの点

ウ イから 317 度 30 分 10 メートルの点

エ ウから 228 度 30 分 250 メートルの点

オ エから 180 度 30 分の方向と陸岸との交点

カ 基点第 50 号から 292 度 2,500 メートルの点

キ 基点第 54 号から 315 度 1,000 メートルの点

ク 基点第 55 号から 322 度 1,000 メートルの点

ケ 基点第 51 号から 322 度 1,000 メートルの点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	3月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 江津市

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第127号

(ア) 漁場の位置 浜田市久代町、国分町及び下府町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第51号から322度の方向及び基点第56号から311度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第51号 江津市波子町宇津川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱

基点第56号 浜田市下府町、生湯町界（鯛山頂上）に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	3月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 浜田市久代町、国分町及び下府町

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第128号

(ア) 漁場の位置 浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、元浜町、瀬戸見町及び原井町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第56号から311度の方向、基点第57号、ア及びイを順次に結んだ線並びにイから314度の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第57号、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスを順次に結んだ線、点甲、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ及びニを順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第56号 浜田市下府町、生湯町界（鰯山頂上）に設置した標柱

基点第57号 浜田市原井町、熱田町界（道路暗渠吐出口中央）に設置した標柱

点甲 浜田市瀬戸ヶ島町、浜田漁港瀬戸ヶ島西防波堤基部標柱

ア 基点第57号から309度の方向と最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から500メートルの線との交点

イ アから284度の方向と浜市長浜町大崎鼻北東端と浜田市瀬戸ヶ島町矢筥島北西端を結ぶ線との交点

ウ 基点第57号から309度252メートルの点

エ ウから338度722メートルの点

オ エから62度30分195メートルの点

カ オから333度68メートルの点

キ カから62度30分90メートルの点

ク キから34度60メートルの点

ケ クから333度230メートルの点

コ ケから317度170メートルの点

サ コから342度30分18メートルの点

シ サから71度30分60メートルの点

ス シから53度30分方向と陸岸との交点

セ 点甲から102度40.6メートルの点

ソ セから126度30分60.4メートルの点

タ ソから36度30分9メートルの点

チ タから154度280メートルの点

ツ チから233度30分9.2メートルの点

テ ツから143度30分320メートルの点

- ト テから 187 度 70 メートルの点
- ナ トから 176 度 30 分 70 メートルの点
- ニ ナから 150 度 30 分の方向と陸岸との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、元浜町、瀬戸見町、原井町、高田町、真光町、清水町、原町及び京町

(カ) 条件 なし

◎公示番号 共第129号

(ア) 漁場の位置 浜田市熱田町、長浜町、日脚町及び治和町（テギレ島東端以東）地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第57号から309度の方向、エから284度の方向、カから314度の方向及びアから321度30分の方向との四直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、基点第59号とイを結ぶ線から上流の周布川及び基点第57号、エ、オ及びウを順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第57号 浜田市原井町、熱田町界（道路暗渠吐出口中央）に設置した標柱

基点第58号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱

基点第59号 浜田市治和町周布川河口左岸大岩頂上に設置した標柱

基点第60号 浜市長浜町桶島中央に設置した標柱

ア 基点第58号から141度30分の方向と最大高潮時海岸線との交点

イ 基点第59号から163度30分の方向と対岸との交点

ウ 基点第60号から199度30分の方向と最大高潮時海岸線との交点

エ 基点第57号から309度の方向と最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸500メートルの線との交点

オ エから284度の方向とウから19度30分の方向との交点

カ エから284度の方向と浜市長浜町大崎鼻北端と浜田市瀬戸ヶ島町矢筈島北西端とを結ぶ線との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 浜田市熱田町、長浜町及び日脚町

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第130号

(ア) 漁場の位置 浜田市津摩町、治和町（テギレ島東端以西）、西村町及び折居町地先
(イ) 漁場の区域 次のアから321度30分の方角及び基点第61号から314度の方角との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第58号 浜田市治和町テギレ島東端に設置した標柱

基点第61号 浜田市折居町、三隅町界に設置した標柱

ア 基点第58号から141度30分の方角と最大高潮時海岸線との交点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 浜田市津摩町、治和町、西村町及び折居町

(カ) 条件 なし

◎公示番号 共第131号

(ア) 漁場の位置 浜田市三隅町折居地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第61号から314度の方角及び基点第62号から314度の二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第61号 浜田市折居町、三隅町界に設置した標柱

基点第62号 浜田市三隅町大崎鼻頂上に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 浜田市三隅町折居、津摩町、治和町、西村町及び折居町

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第 132 号

- (ア) 漁場の位置 浜田市三隅町西河内、湊浦、古市場及び岡見地先
- (イ) 漁場の区域 次の基点第 62 号から 314 度の方向及び基点第 63 号から 329 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 1,000 メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、浜田市三隅町湊浦地内山陰本線三隅川鉄橋下流端の線から上流の三隅川を除く。

基点第 62 号 浜田市三隅町大崎鼻頂上に設置した標柱

基点第 63 号 浜田市、益田市界に設置した標柱

- (ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	3月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで

- (エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで
- (オ) 関係地区 浜田市三隅町西河内、湊浦、古市場及び岡見
- (カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500 メートル、網丈 100 掛以内及び網目 6 センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第 133 号

- (ア) 漁場の位置 益田市地先
- (イ) 漁場の区域 次の基点第 63 号から 329 度の方向並びに基点第 66 号から 240 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 1,000 メートルの線とによって囲まれた区域並びに基点第 66 号、イ、ウ、エ及び基点第 64 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第 65 号とアを結ぶ線から上流の高津川を除く。

基点第 63 号 浜田市、益田市界に設置した標柱

基点第 64 号 島根県、山口県界（鈿崎）に設置した標柱

基点第 65 号 益田市中島町高津川河口右岸導流堤基部に設置した標柱

基点第 66 号 益田市西平原町魚待ノ鼻突端に設置した標柱

ア 基点第 65 号から 237 度の方向と対岸との交点

イ 基点第 66 号から 240 度 1,000 メートルの点

ウ 基点第 66 号と益田市飯浦町、飯浦港北防波堤灯台とを結んだ線と益田市遠田町鶴ノ鼻突端とエとを結んだ線との交点

エ 基点第 64 号から 0 度 1,500 メートルの点

- (ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------

第二種共同漁業	雑魚小型定置漁業	3月1日から12月31日まで
	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで
	とびうお固定式さし網漁業	5月1日から8月31日まで
	いかかごづけ漁業	3月1日から7月31日まで
	ばいかごづけ漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 益田市

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第134号

(ア) 漁場の位置 益田市土田町高島地先

(イ) 漁場の区域 高島周囲最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線によって囲まれた区域

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	雑魚固定式さし網漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 益田市

(カ) 条件 雑魚固定式さし網漁業に使用することのできる漁具の規模は、中網の全長（浮子方仕立上がり）500メートル、網丈100掛以内及び網目6センチメートル以上にしなければならない。

◎公示番号 共第151号

(ア) 漁場の位置 出雲市大社町、西園町及び外園町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第32号、ア、イ、ウ、エ及び基点第29号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第29号 出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱

基点第32号 出雲市大社町日御碕追石鼻南西端に設置した標柱

基点第33号 出雲市大社町日御碕御立島に設置した標柱

基点第34号 出雲市大社町杵築北、大社漁港沖防波堤突端

ア 基点第32号から262度700メートルの点

イ 基点第33号から203度2,000メートルの点

ウ 基点第34号から211度2,900メートルの点

エ 基点第29号から279度3,000メートルの点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------

第三種共同漁業 雑魚地びき網漁業 1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 出雲市大社町、西園町及び外園町

◎公示番号 共第152号

(ア) 漁場の位置 出雲市湖陵町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第29号、エ、オ及び基点第30号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第29号 出雲市西園町、湖陵町界に設置した標柱

基点第30号 出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱

エ 基点第29号から279度3,000メートルの点

オ 基点第30号から300度3,000メートルの点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 出雲市湖陵町

◎公示番号 共第153号

(ア) 漁場の位置 出雲市多伎町地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第30号、オ、カ、キ及び基点第31号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域

基点第30号 出雲市湖陵町、多伎町界に設置した標柱

基点第31号 出雲市、大田市界源蔵塚に設置した標柱

基点第35号 出雲市多伎町口田儀笠取鼻北端に設置した標柱

オ 基点第30号から300度3,000メートルの点

カ 基点第35号から338度30分2,500メートルの点

キ 基点第31号から329度1,000メートルの点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 出雲市多伎町

◎公示番号 共第154号

(ア) 漁場の位置 江津市地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第50号、カ、キ、ク、ケ及び基点第51号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）とによって囲まれた区域。ただし、基点第52号とアを結ぶ線から上流の江の川並びに基点第53号、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に

結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第 50 号 大田市、江津市界（通称田尻北の鼻）に設置した標柱

基点第 51 号 江津市波子町宇津川と浜田市久代町曲川との中間に設置した標柱

基点第 52 号 江津市渡津町江の川右岸恵比須島西端に設置した標柱

基点第 53 号 江津市渡津町通称来留矢北端に設置した標柱

基点第 54 号 江津市渡津町、江津灯台

基点第 55 号 江津市波子町大崎鼻北端に設置した標柱

ア 基点第 52 号から 231 度の方向と対岸との交点

イ 基点第 53 号から 325 度 30 分 274 メートルの点

ウ イから 317 度 30 分 10 メートルの点

エ ウから 228 度 30 分 250 メートルの点

オ エから 180 度 30 分の方向と陸岸との交点

カ 基点第 50 号から 292 度 3,000 メートルの点

キ 基点第 54 号から 315 度 2,000 メートルの点

ク 基点第 55 号から 322 度 1,000 メートルの点

ケ 基点第 51 号から 322 度 1,300 メートルの点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(オ) 関係地区 江津市

◎公示番号 共第 155 号

(ア) 漁場の位置 益田市地先

(イ) 漁場の区域 次の基点第 63 号から 329 度の方向及び基点第 66 号から 240 度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸 1,000 メートルの線とによって囲まれた区域並びに基点第 66 号、イ、ウ、エ及び基点第 64 号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第 65 号とアを結ぶ線から上流の高津川を除く。

基点第 63 号 浜田市、益田市界に設置した標柱

基点第 64 号 島根県、山口県界（鉦崎）に設置した標柱

基点第 65 号 益田市中島町高津川河口右岸導流堤基部に設置した標柱

基点第 66 号 益田市西平原町魚待ノ鼻突端に設置した標柱

ア 基点第 65 号から 237 度の方向と対岸との交点

イ 基点第 66 号から 240 度 1,000 メートルの点

ウ 基点第 66 号と益田市飯浦町、飯浦港北防波堤灯台とを結んだ線と益田市遠田町鶴ノ鼻突端とエとを結んだ線との交点

エ 基点第 64 号から 0 度 1,500 メートルの点

(ウ) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(オ) 関係地区 益田市

2. 類似漁業権以外の漁業権

区第 20 号、区第 209 号、区第 210 号、区第 211 号、区第 212 号、区第 213 号、区第 214 号、区第 215 号、区第 216 号、区第 217 号、区第 218 号、区第 219 号、区第 220 号、区第 221 号、区第 222 号、区第 223 号、区第 224 号、区第 225 号、区第 226 号及び区第 227 号

(付記)

漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

漁場の区域の表示に用いる緯度・経度は、世界測地系とする。